

平成26年6月26日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、17都道府県の33人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。5月22日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 17都道府県33人

(東京都6、神奈川県2、群馬県1、千葉県1、埼玉県1、大阪府5、京都府1、兵庫県4、愛知県2、静岡県2、三重県1、岡山県1、福岡県1、熊本県1、宮崎県2、山形県1、北海道1) 数字は人数

※ 熊本県での強制執行の申し立ては初

※ 予告は平成26年5月22日までに実施済み